

アニマルウェルフェアの考え方に対応した 家畜の輸送に関する指針

令和元年6月

目 次

第1	一般原則	1
第2	家畜の輸送に関する基本事項	2
1	家畜の輸送に携わる者の責務	2
2	家畜への配慮	3
3	輸送にかかる時間	3
第3	輸送の準備	3
1	輸送計画の作成	3
2	輸送する家畜の状態確認、事前準備	4
第4	輸送する家畜の管理方法	4
1	観察・記録	4
2	家畜の取り扱い	5
3	給餌・給水・休息	6
4	病気・事故等の措置	6
5	清掃・消毒	6
6	防疫措置	6
第5	輸送中の環境	7
1	気象環境	7
2	換 気	7
3	収容スペース	8
4	照 明	8
5	騒音・臭い	8
第6	輸送のための施設等の構造	8
1	積み込み・積み下ろしのための施設	8
2	車両・コンテナ・船等	9
第7	その他	9
1	緊急時の対応	9

第1 一般原則

1 本指針での「アニマルウェルフェア」の定義

“Animal Welfare”（アニマルウェルフェア）は、日本語では、「動物福祉」や「家畜福祉」と訳されている場合がある。しかし、「福祉」という言葉が社会保障を指す言葉としても使用されていることから、本来のウェルフェアの意味合いである「幸福」や「良く生きること」という考え方が十分に反映されておらず、誤解を招くおそれがある。

また、アニマルウェルフェアの国際的なガイドラインを策定・勧告している OIE（国際獣疫事務局）においては、「アニマルウェルフェアとは、動物が生活及び死亡する環境と関連する動物の身体的及び心理的状态をいう。」と定義している。

これらを踏まえつつ、本指針では、家畜にとってより良いアニマルウェルフェアを普及啓発するという観点から、その意味合いが反映されるように、アニマルウェルフェアを「快適性に配慮した家畜の飼養管理」とする。

2 我が国の家畜の輸送とアニマルウェルフェア

経済のグローバル化による輸入畜産物の増加に対応しつつ、消費者の多様なニーズに応じた安全な国産畜産物を供給することにより、今後とも我が国の畜産が安定的に発展していくためには、家畜の健康と生産性の向上を図っていくことが重要な課題である。

家畜にとって輸送はストレスを伴うものであるが、家畜を安全かつ、不要なストレスを与えずに輸送することは、輸送中・後も家畜が健康であることによる安全な畜産物の生産や、家畜の持っている能力を適切に発揮させることによる生産性の向上にも結びつくものである。

アニマルウェルフェアの考え方に対応した輸送とは、家畜の健康と安全を保つため、家畜の快適性に配慮した輸送を意識し、実行することである。本指針では、アニマルウェルフェアへの対応において、最も重視されるべきは、適切な輸送計画の策定、家畜の丁寧な取扱い、家畜の観察や記録であり、そのことを関係者が十分認識して、その推進を図っていく必要がある。

3 本指針の範囲

本指針における家畜の輸送の範囲は、農場、家畜市場等での車両・コンテナ・船等への家畜の積み込み（積み込みまでの一時的な待機を含む）から、車両・船等での運搬、輸送先での家畜の積み下ろしまでを範囲とする。

対象とする家畜は、乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏及びブロイラーとする。

なお、家畜の輸入の場合は、動物検疫所の係留施設からの輸送を対象とし、輸出の場合は、動物検疫所の係留施設までの輸送を対象とする。

本指針の範囲外となっている輸送や、対象外となっている家畜を輸送する場合についても、本指針を参考に輸送することが望ましい。

4 国際的な動向

OIEにおいては、アニマルウェルフェアに関するガイドラインの検討が2002年に始まり、2005年に「家畜の輸送に関する指針」が採択されている。

5 本指針の活用

本指針は、公益社団法人畜産技術協会が検討委員会を設置し、家畜の輸送に携わる者〔家畜の管理者(経営者等)及び飼養者(実際に管理に携わる者)、輸送業者(車両・船等の所有者等)、車両等の運転手や船の責任者、積み込み作業員等〕を対象に、アニマルウェルフェアに適切に対応した家畜の輸送を実施するための指針としてとりまとめ、公表するものである。

今後、本指針を基に、家畜の輸送に携わる者や生産者団体等が自主的なガイドラインを作成すること等により、家畜の輸送におけるアニマルウェルフェアに積極的に取り組み、さらには、行政機関においても、本指針を活用して、輸送におけるアニマルウェルフェアの取り組みを関係者等に積極的に普及啓発することを期待するものである。

6 関係法令の遵守

家畜の適切な取扱いや家畜の輸送に係る法令上の基準等については、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)やそれに基づく「産業動物の飼養及び保管に関する基準」(昭和62年総理府告示第22号 最終改正:平成25年環境省告示第85号)、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に基づく「飼養衛生管理基準」、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(牛トレーサビリティ法)(平成15年法律第72号)等が定められている。

アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の輸送への取組に当たっては、関係する法令等を遵守することが必要である。

7 本指針の見直し

本指針は、将来新たな科学的知見が得られた場合や国際的な動向の変化等に対応し、必要に応じて見直しを行うものとする。

第2 家畜の輸送に関する基本事項

1 家畜の輸送に携わる者の責務

家畜の健康と安全を保持し、快適性に配慮して輸送するためには、家畜の管理者や飼養者だけでなく、輸送業者、車両の運転手や船の責任者等を含めた家畜の輸送に携わる者の全てが連携の上、責任を持って輸送するとともに、家畜を丁寧に取り扱い、快適な環境を確保することの重要性や必要性について十分理解し、家畜の快適性に配慮するために適切な対策を講じるよう努めることとする。

輸送中(家畜の積み込みから、運搬、積み下ろしまで)は、家畜の状態を確認す

るための観察、輸送状況の確認・記録、緊急時の対応等を行うため、輸送管理者を置くものとする。輸送管理者は、飼養者が務めるか、もしくは車両の運転手や船の責任者が務める。

輸送管理者は、日頃から必要に応じて、獣医師等のアドバイスも受けながら、家畜の基本的な行動様式や移動する際の家畜の習性、家畜にとっての適切な環境、健康状態の判断方法、病気の発生予防等に関する知識の習得に努めることとする。

また、輸送のために家畜を取り扱う場合は、自らの安全にも配慮して輸送を実施することが重要である。

2 家畜への配慮

輸送が家畜にとって過度な負担にならないように配慮するとともに、家畜の基本的な行動様式や移動する際の家畜の習性等に配慮し、不要なストレスを与えないようにすることが重要である。

群を構成して輸送を行う場合は、同体格の家畜や飼養時と同じ家畜で群を構成し、互いに傷つけ合う可能性のある家畜や攻撃的な家畜、異なる畜種が混在しないようにすることが望ましい。大きさが極端に異なる家畜等を同時に輸送する場合は、区分する枠等を別に設けることが望ましい。

また、過度の空腹、渇水、疲労が予測される長時間の輸送の場合は、適切に給餌・給水及び休息をとる必要がある。

3 輸送にかかる時間

家畜にとって輸送は、周囲の環境が大きく変化することや車両・船の揺れ等の物理的な影響を受けること等からストレスの原因となる。家畜の状態や年齢（幼齢、老齢、妊娠中等）、輸送中の天候等によって、個々の家畜が受けるストレスは異なるが、輸送にかかる時間は可能な限り短くすることが重要である。

また、家畜を輸送する際は、事前に輸送先と連絡を取り、輸送先での待機時間が少なくなるよう、輸送開始時間等を設定することも重要である。

第3 輸送の準備

1 輸送計画の作成

適切な輸送計画の作成は、家畜の健康と安全を保持し、快適性に配慮して輸送するために重要である。

輸送計画には、輸送する畜種や状態、積み込み・積み下ろしの場所や予定時刻、輸送距離や時間、輸送手段を含む輸送ルート、収容スペース（車両・コンテナ・船等に収容する家畜の頭羽数）、給餌・給水・休息の必要性と方法、防疫措置、緊急時の対応等が含まれる。

また、暑熱や寒冷、激しい揺れなどは家畜へのストレスが大きくなることから、天候等にも注意して輸送計画を作成する必要がある。

なお、輸送計画は、家畜の管理者や飼養者だけでなく、輸送業者等も協力して作成することが望ましい。

2 輸送する家畜の状態確認、事前準備

管理者及び飼養者は、輸送前に家畜の健康状態やけがの有無等を確認し、必要に応じて獣医師と相談しながら、輸送が過度な負担になると考えられる家畜については、輸送の対象から外すことが望ましい。

輸送が過度な負担になると考えられる家畜には、病気やけが等で非常に弱っている家畜、分娩直前の家畜、分娩直後で子畜を伴わない家畜、臍帯が乾く前の新生家畜、自力で立てない家畜、両目の見えない家畜等が該当する。これらの家畜について、やむを得ない理由で輸送しなければならない場合には、獣医師等の指導により輸送の適否を判断するとともに、輸送時間や輸送条件に配慮し、観察しやすい場所に配置し、細心の注意を払うものとする。

その他、外科的処置（除角・去勢・手術等）の傷が治癒していない家畜、非常に若齢や老齢の家畜、妊娠後期の家畜等も輸送が負担になる可能性があるため、他の家畜と区分し、輸送時間や輸送条件などに特別な注意を払う必要がある。

輸送中に給餌する飼料や給餌・給水方法が、通常の飼養管理と変わる場合は、事前に馴致しておくことが望ましい。また、畜種によっては、積み込み前に短期間の絶食が必要な場合もある。

獣医師と相談し、必要に応じて、事前に疾病の予防等のための投薬（ワクチンを含む）を行うことが有用な場合もある。

第4 輸送する家畜の管理方法

1 観察・記録

輸送する家畜の健康や安全、快適性が維持されているかどうかを確認するため、輸送管理者は、家畜の状態（鶏の場合はコンテナの全体的状況）を把握しておくことが重要である。なお、出発直前及び運搬中の早い段階に家畜の状態や収容状況等を確認しておくことは、輸送に起因する問題を事前に防ぐためにも重要である。

家畜を車両で輸送する場合は、運転手の休憩や燃料給油等のために車両が停車する際に観察を実施することとし、移動中に観察が可能な船等の場合は、定期的に観察を実施することとする。

観察は、家畜に健康悪化の兆候やけが等の発生が見られないかを確認するとともに、換気が適切に行われているか、給餌・給水の必要性がないか等をチェックすることとする。

また、観察結果の記録をつけることも重要である。記録する項目は、畜種によって異なるが、健康状態の悪化やけが等の発生の有無、換気の状態、温度・湿度、給餌・給水の回数や量、休息の回数、輸送距離や時間等が挙げられる。特に、健康状態の悪化やけが等が発生した場合の状況については、詳細に記録することとする。

なお、コンテナや天井が低い複層式の車両等に家畜が収容されている場合は、内部を詳細に観察することが難しく、深刻なけがや疾病の発見が遅れる場合があるため注意が必要である。

2 家畜の取り扱い

家畜の積み込みや積み下ろし、輸送のために家畜を移動させたり捕まえたりする場合は、家畜の取扱い等に関する知識と技術のある者が行うものとし、手早く、円滑に作業が行われるよう、家畜の頭羽数 等に応じた作業員の人数等に配慮することとする。

家畜に不要なストレスを与えたり、けが（骨折、脱臼、裂傷等）の原因となるような手荒な扱いを避けることとする。また、家畜の基本的な行動様式や移動する際の習性等を理解し、それらの行動を利用することも、家畜に不要なストレス等を与えず、手早く、円滑に作業を行うために有用である。

家畜は、人が一定の距離を越えて近づくと逃げようとする境界線（フライトゾーン）を持ち、その境界線となる距離は畜種や個体によって異なる。家畜に近づいたり、捕まえたりする際は、フライトゾーンを考慮するとともに、突発的な行動や手荒な扱い等を避け、家畜がパニックを引き起こしたり、転倒やスリップ、転落したりしないように注意する必要がある。また、無理なく家畜をコントロールするための立ち位置（バランスポイント）等を利用することも有用である。家畜は眼が横についているため、全周囲の動き（真後ろを除く）に敏感である。一方、深さや遠近感覚が貧弱であることから、通路のグレーチング（溝を塞ぐための格子状の網やスノコ等）や陰影の強い影等は移動の妨げになる。

鶏を捕鳥する場合は、強い衝撃を与えないように注意し、コンテナに出し入れする際には、コンテナに挟んだり、骨折させたりしないように丁寧に取り扱う必要がある。また、青色光や薄明かり下で鶏がおとなしくなる習性を利用して取扱うことも有用である。

家畜を追い立てる際に道具が必要となる場合は、パネル（板）や旗、音がでる道具等を用いることが推奨される。家畜にけがを負わせたり、不要な痛みを与えたりする可能性のある道具（先端が尖った棒、鋭い角のあるもの等）の使用は避けるとともに、電気棒や電気ムチは、特別な場合を除いて使用しないこととする。やむを得ず使用する場合は、家畜の前方に移動できるスペースがあることを確認した上で後軀に当て、目・口・耳、肛門・外部生殖器・乳房等の敏感な部分に当てないようにするとともに、繰り返し使用しないよう、注意する必要がある。電気棒や電気ムチの使用頻度やこれらの使用により起こる転倒やスリップ、転落の頻度は重要なウェルフェアの指標となる。

ロープ等で家畜を繫留・保定して輸送する場合には、畜種や状態にあった繫留・保定方法を選択する必要がある。

家畜を収容したコンテナ等を車両や船等に積載・荷下ろしする場合は、作業中にコンテナ等を不用意にぶついたり、落下させたりすることで、収容した家畜に過剰な衝撃を加えることがないように注意する。

3 給餌・給水・休息

過度の空腹、渇水、疲労が予測される長時間の輸送の場合は、適切に給餌・給水・休息をとることができるようにする。

給餌・給水・休息は、輸送する家畜の状態や輸送時間、天候等によって影響されるため、輸送計画を作成する際に、その必要性や回数、給餌・給水量等を検討することが重要である。輸送中に給餌・給水が必要な場合は、全ての家畜が必要な量を摂取できるようにすることとし、家畜に過剰な闘争が起こらないよう、給餌・給水方法に応じて適切なスペースが確保されているかどうかをよく観察し、適切に対応することとする。

4 病気・事故等の措置

病気やけがについては、未然に発生を予防することが最も重要であるが、輸送中に病気にかかったり、けがをした家畜を確認した場合は、可能な限り他の家畜と隔離し、必要に応じ獣医師等と相談の上、適切な対応をすることが望ましい。また、輸送中にけがや疲労等によって動けなくなった家畜を積み下ろす場合は、できる限り苦痛の少ない方法を用い、他の家畜から隔離した場所に収容することが望ましい。

健康状態の悪化やけが等の発生、死亡した場合の状況については、詳細に記録することとし、発生頻度が高い場合は、必要に応じて獣医師等の指導を求め、その原因を把握するとともに、適切な対応を取るよう努めることとする。

なお、輸送中に死亡した家畜を確認した場合は、可能な限り隔離し、防疫処置を講じた上で保管するなど、適切に処理することとする。

5 清掃・消毒

家畜にとって快適な環境を提供することは、輸送中の病気・けが等の発生予防にもつながることや、伝染性疾病等の拡散防止の観点からも、家畜の輸送に用いる車両・コンテナ・船等の家畜と接触する部分については、家畜輸送後に堆積した排せつ物等を除去するなどの掃除、洗浄及び消毒を行い、清潔に保つこととする。

そのため、家畜の積み下ろしが行われる場所には、輸送に用いた車両・コンテナ・船等の清掃、洗浄、消毒が行える場所を設けることが望ましい。

6 防疫措置

家畜の輸送は、伝染性疾病等の拡散の一因となる場合がある。伝染性疾病等の拡散は、防疫上やアニマルウェルフェア上問題であると同時に、莫大な経済被害を生じるため、輸送に携わる者は、家畜伝染病予防法やそれに基づく「飼養衛生管理基準」を遵守することとし、日常から防疫管理に関する知識の習得、車両等が出入りする場合の適切な消毒の実施、家畜の健康状態の確認等に努めることとする。

また、家畜に異常が認められた場合その他必要な場合には、獣医師の指導を求めよう努めなければならない。

導入した家畜は、必要に応じて隔離し、健康状態等を確認することが望ましい。

第5 輸送中の環境

1 気象環境

家畜にとって快適な温度域は、畜種や品種、体の大きさ等によって差がある。家畜の体感温度は、温度だけでなく、湿度、日射、風速、換気方法、収容スペース等の影響も受けるため、家畜をよく観察し、快適性の維持に努めることとする。

家畜にとって暑すぎる場合は、直射日光を防ぐ、扇風機等による送風、細霧システムの導入、涼しい夜間に輸送する等の暑熱対策を行い、可能な限り適温を維持するよう努めることとする。また、家畜にとって寒すぎる場合は、隙間風の防止等の寒冷対策に努めることとする。

また、台風等の極端な悪天候時の輸送は、激しい揺れや輸送時間の遅延にもつながるため、できるだけ避けることが望ましい。

2 換気

輸送中は、常に新鮮な空気を供給するとともに、発生したアンモニア、二酸化炭素等の有害物質やほこり等を家畜が収容された場所から排出し、輸送中の環境を快適に保つための換気が必要である。暑熱時における換気は、熱の排出や体熱放散を助ける効果もあることから、適切な換気に努めることとする。

特に、閉鎖された空間で家畜を輸送する場合は、換気や温度調整が確実に行えるように、換気扇や扇風機等を適切に配置したり、強制換気システム等を設置したりして、新鮮な空気を供給できるようにする必要がある。

また、車両・船等が停止している際は、外部からの空気の供給量が少なくなることもあるため、換気の状態を確認する必要がある。

なお、換気不良による熱やアンモニア等の滞留は、家畜だけでなく、家畜の輸送に携わる者の健康にも悪影響を与えるおそれがあることから、作業を行う者が気温や臭気を不快に感じる状態にならないように留意する必要がある。

3 収容スペース

輸送中の家畜の収容スペースは、畜種や品種、体の大きさだけでなく、輸送時間、給餌・給水の必要性、気象条件等によって変動するため、適切な水準について一律に言及することは難しいが、スペースが過密な場合は、家畜にとって不要なストレスとなり、病気・けが等の発生等の原因となる。そのため、立位の場合には、家畜が自らバランスを確保できるようにし、横臥伏臥する場合は、全ての家畜が互いに重なり、体温調整ができない状況等にならないようにする必要がある。また、スペースが広すぎる場合も、不要なけが等の発生の原因となるため、注意が必要である。

なお、家畜の輸送に使用する車両やコンテナ等の天井の高さは、家畜の頭が接触せず、家畜が正常に立つ（鶏の場合は伏臥）ことができるとともに、換気が有効に行える高さを確保する必要がある。

収容スペースを検討する際に重要なのは輸送管理者が家畜をよく観察し、収容スペースが適当であるかどうかを判断し、適切に対応することである。

4 照 明

家畜の輸送に使用する車両・コンテナ・船等は、輸送管理者が家畜の状態の観察等を十分に行うことができるように、必要に応じて照明を設置する。

家畜の積み込みや積み下ろし、輸送のために家畜を移動させたり捕まえたりする場合は、家畜が安全に行動できる明るさを確保するとともに、家畜の基本的な行動様式や習性に配慮する。金属の光沢や濡れた床の反射光等は家畜にとって立ち止まったり、躊躇したりする原因となるため、照明の位置を変えるなどの工夫が推奨される。また、鶏を捕鳥する場合は、青色光や薄明かり下で鶏がおとなしくなる習性を利用することも有用である。

5 騒音・臭い

過度な騒音や突然の騒音、高周波の音は、家畜が驚くことにより生じる事故を招くおそれがあるとともに、家畜が不安や恐怖を感じ、休息が取れずに、ストレス状態に陥る可能性がある。そのため、輸送中の騒音は、可能な限り小さくするとともに、突然の騒音は避けるように努めることとする。

また、家畜が不快に感じるような臭いを可能な限り防ぐように努めることとする。

第6 輸送のための施設等の構造

1 積み込み・積み下ろしのための施設

① 待機場所・積み下ろし場所

車両・コンテナ等に積み込む前に家畜を一時的に待機させる場所は、家畜が休息できる広さであるとともに、突起物等によるけがやスリップ等の危険性がなく、悪天候等が避けられるなど、家畜にとって快適で安全であることが必要である。

また、待機時間や輸送にかかる時間が長期にわたるために給餌・給水が必要な場合は、必要に応じて、給餌・給水ができるように備えておく必要がある。

家畜の積み下ろしが行われる場所は、必要に応じて、導入した家畜を隔離し健康状態等を確認するために収容する場所や、けがや疲労で動けない家畜を隔離する場所等を設けることが望ましい。また、輸送に用いた車両・コンテナ・船等の清掃、洗浄、消毒が行える場所を設けることが望ましい。

② 通路・傾斜路

家畜の積み込みや積み下ろし、輸送のために家畜を移動させる通路や傾斜路は、輸送に使用する車両やコンテナ等に円滑に家畜を収容するため、利用する家畜に適した構造（通路の幅、壁や柵の高さ、安全で滑らない床等）にするとともに、家畜の能力や性質等を考慮した傾斜の角度であること等に配慮して設計する必要がある。また、家畜の基本的な行動様式や移動・積み込み・積み下ろしの際の習性等にあった施設を整備・整理することも、家畜に不要なストレス等を与えず、手早く、円滑に作業を行うために有用である。

家畜が通路や傾斜路を移動する際に、同じ場所で立ち止まったり、引き返したりする場合には、傾斜の角度や家畜の進行方向にある異物（壁から下げられたロープ、清掃用具等）、床の大きな段差、暗い入口や場所（明るい場所への移動は容易）、反射光（金属、濡れた床等）、音や風（通路際に設置している機械の音、金属の擦れる音、圧縮空気音、扇風機の風等）等が影響している可能性があるため、その影響が最小限となるよう、配慮することが望ましい。

2 車両・コンテナ・船等

家畜の輸送に使用する車両・コンテナ・船等は、輸送する家畜に適した構造のものを使用する必要がある。

車両・コンテナ・船等の輸送中の家畜の収容場所は、できるだけ直射日光や雨等をさけるとともに、家畜が逃亡しないようにする必要がある。家畜と接触する部分は、突起物等によるけがを防止するとともに、床は、スリップ等によるけがの発生がなく、家畜にとって安全で快適な構造のものを選択し、必要に応じて、敷料を入れることが望ましい。

また、伝染性疾病等の拡散の防止や周辺環境への配慮から、輸送中にふん尿等が外部に流出しないように設計されることが望ましい。

家畜をロープ等で繫留・保定して収容する場合には、畜種や状態にあった繫留・保定が可能な構造にする必要がある。また、輸送が長時間にわたる場合には、必要に応じて、給餌・給水ができるような構造を備えておく必要もある。

なお、家畜を収容したコンテナを車両や船等に積み込む場合や、家畜を収容した車両を船等に積み込む場合（RORO 船等）は、積み込んだ車両や船等に固定するための設備を備えることとする。

第7 その他

1 緊急時の対応

輸送中の急激な天候悪化による遅延や、車両事故等の緊急事態に対応し、家畜の健康と安全、快適性に悪影響を及ぼすことを最小限とするため、緊急時の対策や連絡先等を記載したマニュアル等を作成し、これについて輸送に携わる者が習熟することが推奨される。

